

# 高田商業高等学校同窓会ホームページ広告掲載要綱

新潟県立高田商業高等学校同窓会

## 【目 的】

第1条 この要綱は、新潟県立高田商業高等学校同窓会（以下[本会]）ホームページ（以下[HP]）への広告掲載について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 【定 義】

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 本会HPウェブサイト(URL)： <http://tsdoso2023.starfree.jp/>。
- (2) 広告：文字または画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という）の指定するウェブサイトにリンクする機能を有するものをいう。
- (3) 固定型広告：広告主のウェブサイトを紹介する役割をもつ画像を配置し、その広告主のウェブサイトにリンクする機能を有するもので、リンク先が広告主側で任意に変更できないもの（以下「バナー広告」という）をいう。

## 【広告の掲載範囲】

第3条 本会HPに掲載することができる広告は、広告（バナー広告の画像及びその画像の代替テキストを含む）及びそのリンク先のウェブサイト等の内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (4) 人権を侵害、又は侵害する恐れのあるもの
- (5) 青少年の健全育成及び消費者保護の観点から支障があると認められるもの
- (6) 犯罪を誘発するもの又はおそれのあるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 本会HPの目的、公共性、公益性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (9) その他本会HPへの広告掲載が適当でないもの
  - ア. 代表者の所在が不明、或いは責任の所在が不明確であるもの
  - イ. 本会が広告の対象を推薦しているかの誤解を与えるもの

## 【広告の種類】

第4条 本会HPに掲載できる広告の種類は次の各号に該当するものとする。

- (1) パーソナルコンピュータ本会HP
  - ア. 固定型広告（バナー広告）
- (2) 携帯端末本会HP
  - ア. 固定型広告（バナー広告）

## 【広告の規格】

第5条 広告の規格（広告バナー）は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズ （横）150 pixel×（縦）60 pixel
- (2) 形式 GIF、JPG、PNG（静止画像、不透過）
- (3) 容量 20 KB以下
- (4) 掲載枠 20 枠（原則）

## 【広告の掲載位置】

第6条 広告の掲載位置は、本会HPのトップページで本会が指定した位置とする。

## 【広告の掲載期間及び料金】

第7条 広告の掲載期間及び料金は、原則として次のとおりとする。

- (1) 期間 1年間  
ア. 原則として4月1日～翌年3月31日  
イ. 初めての掲載は、年度途中からの掲載可
- (2) 料金 10,000円/年  
ア. 年度途中からの掲載は、月割計算による（掲載当月は無料）

## 【広告の募集】

第8条 広告の募集は、原則として次のとおりとする。

- (1) 募集 通年（随時募集）

## 【広告の申込】

第9条 広告主（以下[申請者]）は、本会HPバナー広告掲載申込書（以下[申込書]）に、広告案（バナー／電子媒体データ）を添えて、本会に申し込む。

## 【広告の継続、終了】

第10条 広告の継続、停止手続きは、原則として次のとおりとする。

- (1) 継続 手続き不用（自動継続）
- (2) 停止 停止一か月前までに申し出  
ア. 年度途中の停止の場合は、未経過月分の料金の返金はしない

## 【広告掲載の決定】

第11条 本会は、前条の規定に基づく申込書を受理した時は、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

- (1) 広告掲載審査の結果を、本会HPバナー広告決定通知書により、申請者に通知するものとする
- (2) 広告掲載希望が掲載枠を超えた場合は、先着順とする

## 【広告掲載料等の納入】

第12条 広告主は、本会が指定する期日までに広告掲載料等を納入するものとする。ただし、本会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 納入期日 掲載年度前一か月以内（3月／原則）
- (2) 納入方法 本会指定の銀行口座に振り込み（原則／振込手数料広告主負担）  
ア. 広告主の要請があれば、本会が集金の訪問をする

## 【広告主の責務】

第13条 広告主は、広告の内容、広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

- (1) 広告主は、広告掲載に当たり、第三者の権利を侵害する行為、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- (2) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

## 【業務委託】

第14条 本会は、広告の募集、広告の作成等の業務を広告代理店等に委託することができる。

- (1) 委託をうけた者は、掲載する広告について一切の責任を負うものとする。

## 【広告掲載決定の取り消し】

第15条 本会は、次の各号に該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込み等によって掲載の決定がなされたとき。
- (2) 本会が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) 指定する期日までに掲載する広告の電子データ等の提出がないとき。
- (4) その他本会が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

## 【広告の一時停止】

第16条 本会は、広告の掲載をした後に、広告又はそのリンク先のウェブサイト等の内容等が第3条各号のいずれかに該当するときは、広告の一時掲載中止を行い、広告主に対してリンク先のウェブサイトの内容等の変更を求めることができる。

## 【広告の削除】

第17条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ広告主に対して通知をすることなく、広告の一時掲載中止又は広告の削除をすることができる。

- (1) 前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
- (2) 本会HPに掲載している広告又はそのリンク先のウェブサイト等の内容が第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。

## 【広告掲載料等の還付】

第18条 広告掲載料等は還付しない。ただし、本会の都合により広告の掲載ができなくなったときは、還付することができる。

## 【その他】

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。